

鳥取市要医療障がい児者在宅生活支援事業（要医療障がい児者受入事業所看護師配置等助成事業）補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 第1条 この要綱は、鳥取市要医療障がい児者在宅生活支援事業（要医療障がい児者受入事業所看護師配置等助成事業）補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、本市における鳥取県障がい児者在宅生活支援事業補助金交付要綱（平成15年11月28日付障第1145号福祉保健部長通知）の別表の第1欄に掲げる要医療障がい児者受入事業所看護師配置等助成事業（以下「本事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（交付目的）

第2条 本補助金は、日常的に医療行為に必要な障がい児者（以下「要医療障がい児者」という。）を受け入れるために看護職員（保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第2条に定める保健師、同法第3条に定める助産師、同法第5条に定める看護師又は同法第6条に定める准看護師をいう。以下同じ。）を基準以上に配置している事業所（主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を除く。以下同じ。）、又は訪問看護ステーション等の看護職員の派遣を受ける事業所（主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所並びに指定生活介護事業所等を除く。以下同じ。）に対し必要な経費を補助することにより、要医療障がい児者の日中活動の場を確保することを目的とする。

（補助対象者）

第3条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、要医療障がい児者が既に利用又は確実に今後利用する予定があり、かつ、看護職員を配置し、又は訪問看護ステーション等の看護職員の派遣を受けて吸引等の医療行為を実施可能な次の各号に掲げる本市に所在する事業所とする。

- （1）指定児童発達支援事業所又は基準該当児童発達支援事業所（以下「指定児童発達支援事業所等」という。）
- （2）指定放課後等デイサービス事業所又は基準該当放課後等デイサービス事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所等」という。）
- （3）指定生活介護事業所又は基準該当生活介護事業所（以下「指定生活介護事業所等」という。）
- （4）指定就労継続支援B型事業所
- （5）日中一時支援事業所

2 次の各号に掲げる事業所は、前項の補助対象者になることができない。

- （1）公立・公営の事業所

- (2) 医療機関が設置又は運営する事業所（診療所が児童発達支援事業所等と放課後等デイサービス事業所等を併せて開設している場合を除く。）
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体が設置又は運営する事業所
- (4) 暴力団若しくは暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する団体が設置又は運営する事業所

（本補助金の交付の対象となる看護職員の配置等）

第4条 本事業の対象となる看護職員の配置は、鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例（平成24年鳥取県条例第81号）又は鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例（平成24年鳥取県条例第71号）で定める基準（以下「基準」と総称する。）を超えて看護職員を配置する場合で、かつ、別表に定める基準を満たす場合とする。ただし、日中一時支援事業所については、当該事業の実施に必要な職員の配置に加えて看護職員を配置する場合で、かつ、別表に定める基準を満たす場合とする。

2 本事業の対象となる看護職員の派遣の利用は、次に掲げる場合に限る。

- (1) 看護職員を配置していない指定児童発達支援事業所等（児童発達支援センターを除く。）、指定放課後等デイサービス事業所等若しくは指定就労継続支援B型事業所又は診療所が児童発達支援事業所等と放課後等デイサービス事業所等を併せて開設している場合の当該児童発達支援事業所等若しくは放課後等デイサービス事業所等が、1日につき30分を超えて利用した場合
- (2) 日中一時支援事業所が、当該事業の実施に必要な職員を配置した上で、1日につき30分を超えて利用した場合

（補助対象経費等）

第5条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条に該当する日の看護職員の人件費の全部又は一部とし、補助金の額の上限額を次のとおりとする。

(1) 指定児童発達支援事業所等

ア 児童発達支援センター

(ア) 看護職員配置

1日当たり（6時間以上勤務の場合） 3,490円

1日当たり（4時間以上6時間未満の勤務の場合） 1,740円

(イ) 看護職員派遣の利用

1日当たり 4,970円

イ 児童発達支援センター以外

(ア) 看護職員配置

1日当たり（6時間以上勤務の場合） 5,200円

1日当たり（4時間以上6時間未満の勤務の場合） 2,600円

(イ) 看護職員派遣の利用

- 1日当たり 6,980円
 - (2) 指定放課後等デイサービス事業所等
 - ア 看護職員配置
 - 1日当たり(6時間以上勤務の場合) 7,690円
 - 1日当たり(4時間以上6時間未満の勤務の場合) 3,840円
 - イ 看護職員派遣の利用
 - 1日当たり 9,920円
 - (3) 指定生活介護事業所等
 - ア 看護職員配置
 - 1日当たり 9,960円
 - (4) 指定就労継続支援B型事業所
 - ア 看護職員配置
 - 1日当たり 13,580円
 - イ 看護職員派遣の利用
 - 1日当たり 8,840円
 - (5) 日中一時支援事業所
 - ア 看護職員配置
 - 1日当たり 5,810円
 - イ 看護職員派遣の利用
 - 1日当たり 12,300円
- 2 前項各号の補助の対象となる日は、年間最大300日を上限とし、前項各号の補助の対象となる経費は、本事業の対象となる要医療障がい児者(以下「利用者」という。)が利用する日又は短期入所を利用する日(指定生活介護事業所等に限る)に第4条第1項で定める要件を満たして配置した看護師配置に係る費用又は第4条第2項で定める要件を満たして利用した看護師派遣に係る費用とする。

(補助金の額の算定及び交付)

第6条 本補助金は、補助対象経費の額から本事業に伴う寄付金その他の収入(本補助金を除く。)の額を控除した額に10分の10を乗じて得た額(1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。)以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(補助金の交付申請)

第7条 第3条に定める本補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は規則第4条に定める補助金等交付申請書に、鳥取市要医療障がい児者在宅生活支援事業(要医療障がい児者受入事業所看護師配置等助成事業)利用申請書(様式第1-1号又は様式第1-2号)及び収支予算書を添えて市長に提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の補助金の交付申請があった場合には、補助金交付の適否を決定

し、規則第7条に規定する補助金等交付決定通知書及び利用決定通知書(様式第2号)を、申請者に対して通知するものとする。

(承認を要しない変更)

第9条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、本補助金の増額以外の変更とする。

(着手届を要しない場合)

第10条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(補助金の請求と支払)

第11条 第8条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、基準以上に配置した看護職員又は看護職員派遣の利用の経費について次項に該当する金額を全額支払うものとする。

- 2 交付決定者は、第5条で示す額に第4条第1項で定める要件を満たして配置した看護職員が勤務した日数を乗じて得た金額を、看護職員全員の勤務表の写し及び第4条第1項で定める要件を満たして配置した看護職員の給与の支払いが判る書類の写し等を添付し、又は第4条第2項で定める要件を満たして看護職員の利用した日数に第5条で示す額を乗じて得た金額を、訪問看護ステーション等からの請求書等の写し等を添付し、規則第12条の規定により、補助金等実績報告書に収支決算書及び鳥取市要医療障がい児者在宅生活支援事業(要医療障がい児者受入事業所看護師配置等助成事業)補助金看護職員配置等実績報告書(様式第3-1号又は様式第3-2号)を併せ、市長に請求するものとする。
- 3 前項の提出書類について、交付決定者は、補助対象事業を完了し、中止し、若しくは廃止した日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに提出しなければならない。
- 4 交付決定者は、規則第11条に定める補助金等交付請求書により補助金の請求をするものとする。
- 5 市長は、交付決定者から補助金の請求があった場合には、提出された請求内容を審査のうえ、交付決定者に対して支払いを行うものとし、請求があった都度、交付決定者に対して支払いを行うものとする。

(訪問看護ステーション等への利用申込)

第12条 看護職員の利用を受けるための申込みは、利用決定事業者が訪問看護ステーション等に対して行うものとする。

(指示書の交付依頼)

第13条 利用者は、看護職員の利用を受けるため、主治医に対して指示書の交付を依

頼するものとし、当該指示書の交付に係る経費については、利用者が負担するものとする。

2 指示書の交付の依頼は利用者の必要に応じて適切な間隔で行うものとする。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年8月23日から施行し、平成25年度の事業より適用する。

附 則

この要綱は、平成25年11月11日から施行し、平成25年10月1日より適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月23日から施行し、平成26年4月1日より適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	基準
指定児童発達支援事業所等	<ol style="list-style-type: none"> 1 利用者を受け入れる予定の日（利用者の都合により利用がなかった日を含む。）の勤務について、4時間以上職務に従事していること。 2 主に重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所でないこと。
指定放課後等デイサービス事業所等	<ol style="list-style-type: none"> 1 利用者を受け入れる予定の日（利用者の都合により利用がなかった日を含む。）の勤務について、通常の学校登校日は4時間以上、長期休業及び学校長が定める休日は6時間以上職務に従事していること。 2 主に重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所でないこと。
指定生活介護事業所等	<ol style="list-style-type: none"> 1 利用者を受け入れる予定の日（利用者の都合により利用がなかった日を含む。）の勤務について、6時間以上職務に従事していること。 2 障害福祉サービス条例に定める看護職員の配置について、専ら当該指定生活介護事業等の職務に従事し、かつ常勤換算方法により1以上であること。
指定就労継続支援B型事業所	<ol style="list-style-type: none"> 1 利用者を受け入れる予定の日（利用者の都合により利用がなかった日を含む。）の勤務について、6時間以上職務に従事していること。
日中一時支援事業所	<ol style="list-style-type: none"> 1 利用者を受け入れる予定の日（利用者の都合により利用がなかった日を含む。）の勤務について、4時間以上職務に従事していること。
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定児童発達支援事業所、指定放課後等デイサービス事業所等、指定生活介護事業所等、指定就労継続支援B型事業所、又は日中一時支援事業所を同一の所在地で実施している場合、本事業の対象となる看護職員の兼務は認めないこと。 2 上記1について、多機能型事業所の場合で、利用者の支援に支障がない場合は、本事業の対象となる看護職員の兼務を行って差し支えないものとする。ただし、交付申請及び請求は、本事業の対象となる看護職員1人につき1サービス種別に限って行うものとする。 3 複数の看護職員が勤務する場合で、それぞれの看護職員の勤務時間の合計時間が第5条第1項各号に定める勤務時間以上であるとき（勤務時間が重複する場合は当該重複する時間は除く。）は、本表に規定する職務に従事する時間数を満たすものとする。

様式第1-1号(第7条関係)

年 月 日

鳥取市長 様

住 所
申請者 事業所名
代表者 職 氏 名

鳥取市要医療障がい児者在宅生活支援事業(要医療障がい児者受入事業所
看護師配置等助成事業)利用申請書(看護職員配置)

鳥取市要医療障がい児者在宅生活支援事業(要医療障がい児者受入事業所看護師配置等
助成事業)補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。

1 看護職員の配置計画

(1) 事業所名、住所等

事業所番号	
事業所名	
住所	
サービス種別 (事業所で実施して いる全てに○を付け て下さい。)	児童発達支援センター 児童発達支援(指定・基準該当) 放課後等デイサービス(指定・基準該当) 生活介護(指定・基準該当) 指定就労継続支援B型事業所 日中一時支援事業所

(2) 事業の対象として申請するサービス種別(当てはまるものに○を付けて下さい。)

- ア 指定児童発達支援事業所等(児童発達支援センター)
- イ 指定児童発達支援事業所等(児童発達支援センター以外)
- ウ 指定放課後等デイサービス事業所等
- エ 指定生活介護事業所等(重心者等の日中支援人数増員のための雇用)
- オ 指定生活介護事業所等(重心児者等の短期入所支援のための雇用)
- カ 指定就労継続支援B型事業所
- キ 日中一時支援事業所

(3) 事業の対象として申請する看護職員の情報

	氏名	登録番号	雇用種別	配置予定期間	左の期間のうち事業の対象となる予定の日数
1			新規・継続	年 月 日 ～ 年 月 日	
2			新規・継続	年 月 日 ～ 年 月 日	
3			新規・継続	年 月 日 ～ 年 月 日	

2 事業の対象者として受け入れを予定している要医療障がい児者について

(1) 要医療障がい児者の情報

	氏名	住所	利用区分	必要な医療的ケア※
1			新規・継続	
2			新規・継続	
3			新規・継続	
4			新規・継続	
5			新規・継続	

※下の表の項目から必要な医療的ケアを全て選択

ア	人工呼吸器管理	イ	気管切開の手当（カニューレ交換・消毒）
ウ	在宅酸素	エ	吸引（気管・鼻腔・口腔）
オ	吸入	カ	床ずれ（褥瘡）の手当て
キ	経管栄養（口から）	ク	経管栄養（鼻から）
ケ	経管栄養（胃ろう）	コ	経管栄養（腸ろう）
サ	経管栄養（その他：内容記入）	シ	胃ろうのチューブ交換
ス	摘便、洗腸などの排便管理	セ	導尿
ソ	てんかん発作時の処置や対応	タ	インスリン注射
チ	体温管理	ツ	その他（内容記入）

備考

- 1 申請は事業所ごとに行うこと。
- 2 基準以上に雇用する看護職員の看護師免許証等の写しを添付すること。
- 3 看護職員全員の勤務予定表の写しを添付すること。
- 4 看護職員の配置日数が増加する見込みのある場合は、予め変更申請すること。

様式第1-2号(第7条関係)

年 月 日

鳥取市長 様

住 所
申請者 事業所名
代表者 職 氏 名

鳥取市要医療障がい児者在宅生活支援事業(要医療障がい児者受入事業所
看護師配置等助成事業)利用申請書(看護職員派遣の利用)

鳥取市要医療障がい児者在宅生活支援事業(要医療障がい児者受入事業所看護師配置等
助成事業)補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。

1 看護職員派遣の利用計画

(1) 申請者の事業所名、住所等

事業所番号	
事業所名	
住所	
サービス種別 (事業所で実施して いる全てに○を付け て下さい。)	児童発達支援(指定・基準該当) 放課後等デイサービス(指定・基準該当) 指定就労継続支援B型事業所 日中一時支援事業所

(2) 事業の対象として申請するサービス種別(当てはまるものに○を付けて下さい。)

- ア 指定児童発達支援事業所等(児童発達支援センター以外)
- イ 指定放課後等デイサービス事業所等
- ウ 指定就労継続支援B型事業所
- エ 日中一時支援事業所

(3) 看護職員派遣を実施する訪問看護ステーション等の情報及び利用期間等

	事業所名 (住所)	派遣利用の予定期間	左の期間のうち事業の対象となる予定の日数
1		年 月 日 ～ 年 月 日	
2		年 月 日 ～ 年 月 日	
3		年 月 日 ～ 年 月 日	

2 事業の予定として受け入れを予定している要医療障がい児者について

(1) 要医療障がい児者の情報

	氏名	住所	利用区分	必要な医療的ケア※
1			新規・継続	
2			新規・継続	
3			新規・継続	
4			新規・継続	
5			新規・継続	

※下の表の項目から必要な医療的ケアを全て選択

ア	人工呼吸器管理	イ	気管切開の手当 (カニューレ交換・消毒)
ウ	在宅酸素	エ	吸引 (気管・鼻腔・口腔)
オ	吸入	カ	床ずれ (褥瘡) の手当
キ	経管栄養 (口から)	ク	経管栄養 (鼻から)
ケ	経管栄養 (胃ろう)	コ	経管栄養 (腸ろう)
サ	経管栄養 (その他: 内容記入)	シ	胃ろうのチューブ交換
ス	排便、洗腸などの排便管理	セ	導尿
ソ	てんかん発作時の処置や対応	タ	インスリン注射
チ	体温管理	ツ	その他 (内容記入)

備考

- 1 申請は事業所ごとに行うこと。
- 2 看護職員派遣の利用日数に変更となる場合は、予め変更申請すること。

様

鳥取市長



利用決定通知書

年 月 日付で申請のあった鳥取市要医療障がい児者在宅生活支援事業（要医療がい児者受入事業所看護師配置等助成事業）については、下記のとおり決定しましたので、同補助金実施要綱第8条の規定により通知します。

記

事業所名	
住所	
事業の対象となるサービス種別	
看護職員を配置する期間及び日数	計 日以内 (詳細) 年 月 日 ～ 年 月 日 (うち 日) 年 月 日 ～ 年 月 日 (うち 日) 年 月 日 ～ 年 月 日 (うち 日)
看護職員派遣を利用する期間及び日数	計 日以内 (詳細) 年 月 日 ～ 年 月 日 (うち 日) 年 月 日 ～ 年 月 日 (うち 日) 年 月 日 ～ 年 月 日 (うち 日)

様式第3-1号(第11条関係)

鳥取市要医療障がい児者在宅生活支援事業(要医療障がい児者受入事業所看護師配置等助成事業)補助金看護職員配置等実績報告書(看護職員の配置)

鳥取市長 様

住 所
事業所名
代表者 職 氏 名

看護職員配置実績報告書

記

1 請求額内訳等

円 単価 円× 日(①)

2 看護職員の配置実績

(1) 事業所名、住所等

事業所番号	
事業所名	
住 所	
事業の対象となるサービス種別	指定児童発達支援事業所等(児童発達支援センター) 指定児童発達支援事業所等(児童発達支援センター以外) 指定放課後等デイサービス事業所等 指定生活介護事業所等 指定就労継続支援B型事業所 日中一時支援事業所

(2) 本事業の対象となる看護職員の情報及び配置期間等

	氏 名	登録番号	配置期間	左の期間のうち本事業の補助対象となる日数
1			年 月 日 ～ 年 月 日	
2			年 月 日 ～ 年 月 日	
3			年 月 日 ～ 年 月 日	

3 受け入れを行った要医療障がい児者の情報

氏名	住所	利用日数

備考

- 1 請求は事業所ごとに行うこと。
- 2 本事業の補助対象となる看護職員が申請時と相違する場合には、相違した看護職員の看護師免許証等の写しを添付すること。
- 3 看護職員全員の勤務表の写し及び新たに配置した看護職員の給与明細書の写しを添付すること。
- 4 受け入れた要医療障がい児者のサービス種別の提供実績記録表又は日中一時支援の提供実績が確認できる書類（利用者確認印があるものに限る）の写しを添付すること。

様式第3-2号(第11条関係)

鳥取市要医療障がい児者在宅生活支援事業(要医療障がい児者受入事業所看護師配置等助成事業)補助金看護職員配置等実績報告書(看護職員派遣の利用)

鳥取市長 様

住 所
事業所名
代表者 職 氏 名

看護職員派遣利用実績報告書

記

1 請求額内訳等

円 単価 円× 日(①)

2 看護職員派遣の利用実績

(1) 請求者の事業所名、住所等

事業所番号	
事業所名	
住 所	
事業の対象となるサービス種別	指定児童発達支援事業所等(児童発達支援センター以外) 指定放課後等デイサービス事業所等 指定就労継続支援B型事業所 日中一時支援事業所

(2) 看護職員派遣を利用した期間及び日数 計 日 ①

	事業所名(住所)	派遣利用期間	左の期間のうち本事業の補助対象となる日数
1		年 月 日 ～ 年 月 日	
2		年 月 日 ～ 年 月 日	
3		年 月 日 ～ 年 月 日	

3 受け入れを行った要医療障がい児者の情報

氏名	住所	利用日数

備考

- 1 請求は事業所ごとに行うこと。
- 2 訪問看護ステーション等からの補助の対象となることがわかる書類（請求書等）の写しを看護職員派遣を利用した日数分添付すること。
- 3 受け入れた要医療障がい児者のサービス種別の提供実績記録表又は日中一時支援の提供実績が確認できる書類（利用者確認印があるものに限る）の写しを添付すること。